

「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針(案)」等に関する意見募集に対して寄せられた御意見について

平成22年9月17日
厚生労働省健康局
生活衛生課

「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針(案)」及び「理容所及び美容所における衛生管理要領の一部を改正する通知(案)」について、平成22年6月25日から平成22年7月26日まで意見募集したところ、計55件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する当省の考え方について、以下のとおりとりまとめましたので、報告いたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
全体	
文中にある「望ましい」または「望ましいこと」の言葉の解釈に付いて明確にしていきたい。	「望ましい」「望ましいこと」は、ネイルサロンの衛生を担保する観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されるものを示しております。
ネイルサロンのみを考慮した指針であるが、実際、同一場所でネイルにかかる施術以外のサービス(エステ等)も行われていると思われるため、まず、それらサービスの対応について整理をする必要があると思われる。	本指針については、ネイルサロンにおける衛生管理の指針を示したものであり、その他の施術、サービスについては本指針の対象としておりません。
爪に係る施術は美容行為ではなく衛生行政として指導する根拠がないこと、また、美容所等においても施術が行われている実態があること、さらに、つけ爪等による健康被害の発生がこの指針作成の発端となったことから、下記について提案する。 1 案中、「ネイルサロン」を「ネイルサロン等」とし、第2定義中「ために設けられた」を削除する。 2 第1目的の「この指針は」の次に「ネイルサロン等における自主衛生管理の指針とし」を加え、「図ること」を「図り、利用客の健康被害を防止すること」とする。	1 美容所等において施術されていることなどから、御意見を踏まえ、一部修正いたします。 2 指針の主な目的は、ネイルサロンの衛生管理であると考えております。
ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について、誰が周知・指導を行うのか。また、指針について、保健所としてどの程度関わることとなるのか。法定外の業務を保健所が実施するのは困難である。	都道府県等においては、ネイルサロンにおいて健康被害が発生し、保健所等に相談が寄せられた際には、地域保健法に基づき、指針を用いて、その施設へ指導を行うことを想定しております。
実際に起きた「健康被害」や実態調査により明らかになった課題と、指針の内容がかけ離れているが、この指針(案)で予防・改善できるのか。	本指針においては、ネイルサロンの衛生管理に関する指針を示しております。
国民生活センターからつけ爪に関する健康被害について情報提供があったことから指針(案)を取りまとめたとのことだが、一般的に「エステ」と言われるような他の業態については健康被害があるにもかかわらず、特に指針等が定められておらず、業界による自主的な衛生確保を図っている。なぜネイルサロンだけ指針を定めるのか。	いわゆるエステティックについては、財団法人日本エステティック研究財団において定めている「エステティックの衛生基準」に基づき、適切な衛生措置を講じて頂きたいと考えております。
マニキュア、ペディキュア、つけ爪、ネイルアート等の業態範囲が不明確。例えばネイルアートのための施設では器具類はほとんど使用されない。指針は必要か。	実態調査の結果から、ネイルアートのための施設はほとんどないことが判明しております。
つけ爪に関する健康被害防止の観点から指針は必要と考えるが、ネイルサロンに対する指導については、法整備がなされていないいわゆる「すまみ事案」に該当することから、当該指針の運用については、消費者庁において対応することが適当である。	都道府県等においては、ネイルサロンにおいて健康被害が発生し、保健所等に相談が寄せられた際には、地域保健法に基づき、指針を用いて、その施設へ指導を行うことを想定しております。
指針(案)における衛生管理および消毒に関する内容が、衛生に関する専門知識や理(美)容師のような国家資格を有しない者に対する指導体系等が無い中では、非常に高度であり、実効性に問題がある。	保健所等による指導、監督だけでは、カバーしきれない点が想定されることから、業界による自主的な取り組み等により、衛生水準の向上に努めることも考えられます。

<p>私はネイルサロンの運営に長くたずさわって来たものですが、ネイルサロンにおける衛生管理の指針案を拝見して、この内容では現状におけるネイルサロンの衛生管理問題が改善されないと危惧しています。</p> <p>危険な薬品も使用する施設内には最低でも手洗い設備や消毒場を設けるべきです。</p> <p>共用設備でも良しとしてしまうことは設備不十分の既存店を含め今後も安易な設備での出店を可能にしてしまい、結局そのつけは消費者に回ってきます。ネイルサロン衛生管理に時間と費用をかけて一生懸命に取り組んでいるサロンも少なくありません。</p>	<p>手洗い設備、消毒する場所については、設置が望ましいと考えておりますが、設置が難しいサロンもあることから、実態を見て必ずしも設置することまでは求めないこととしております。</p>
<p>第2</p>	
<p>第2 定義について、 「この指針において、「ネイルサロン」とは、爪の手入れ、爪の造形、爪の修理、補強、爪の装飾など爪に係る施術を行うために設けられた施設をいう。ただし、美容所内において当該施設を行う場合を除く。」にすべきと考えます。</p> <p>理由：昭和42年2月16日環衛第7030号厚生省環境衛生局環境衛生課長回答で、美容とは、多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものと解するべき」とあり、この解釈から現状として美容所内において爪に係る施術を行っている施設が多数見受けられます。そのような施設(美容所)内においてもネイルサロンとして別に区分し、指針(案)の維持管理を行うべきではないと考えます(美容師法に基づく衛生管理で足りる。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、通知に盛り込みます。</p>
<p>第3</p>	
<p>P1 第3. 施設及び設備 1 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。ただし、隔壁等により区分することのできない施設の場合は、仕切り(カーテン含)等により区分すること。</p> <p>「完全に」を削除していただきたい。 理由：「完全に～いること。」という言葉が、「ただし、」以降の例示にそぐわないため。</p> <p>また、「仕切り(カーテン含)等」を「仕切り、リースライン区画等」への変更を要望する。 理由：「仕切り(カーテン含む)」という表現では、区画を区分するために天井まで到達する壁面、カーテン等を設ける必要があるように受け取れる。実際の店舗においては、大規模商業施設の中のコーナー展開の場合など、仕切りを設けたり、カーテンなどで見通しを遮ることが防災規定・造作規定上、認められないことも多い。商業施設等のインショップ形式の施設の区分については、商業施設等の防災規定等の観点からも、現在展開されているネイルサロンの現状に見合う表現にしていきたい。</p>	<p>区分については、完全に隔離されていることが望ましいと考えております。</p> <p>また、仕切りについては、床の色が異なる、床にテープを貼る、など第三者が分かるように区分することが望ましいと考えております。</p>
<p>P1 6 作業場は、待合所、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所から区分されていること。隔壁等により、完全に区分されていることが望ましいが、仕切り等により明確に区分されていること。</p> <p>「待合所」を削除していただきたい。 理由：次項で、待合所の設置は「望ましい」となっている。ここに明記すると、必ず必要なものと捉えられてしまう。</p> <p>さらに、「隔壁等により、完全に区分されていることが望ましいが、仕切り等により明確に区分されていること。」を削除していただきたい。 理由：施設の構造上、隔壁・仕切りを設置出来ないサロンも多く、「完全に」また「明確に」の言葉の解釈も曖昧になるので、あくまで「区分すること」を明記すればよいのではないかと。</p>	<p>作業に直接関係ない場所の例示として、「待合所」を示しており、必置を求めるものではありません。</p> <p>区分については、完全に隔離されていることが望ましいと考えております。区分については、床の色が異なる、床にテープを貼る、など第三者が分かるように区分することが望ましいと考えております。</p>
<p>P1 4 客の待合所を設けることが望ましいこと。設けることができない場合には、待合所に替わる場所を設けるなど、施術中の客と施術前後の客が混在しないようにすること。</p> <p>「望ましい」の解釈を明確にしていきたい。 理由：現場の店舗では施設内に待合所を設置出来ない例も多い。「施術中の客と施術前後の客が混在しないように」という目的のためであれば、施設内に限定せず、「施設が設置されている建物内の共用設備を用いるなど利用至便な場所を決めておく」という対応で良しとしていただきたい。</p>	<p>各施設の実態に応じて可能な限り、待合所を設けていただきたい。設けることができない場合には、各施設の実態に応じて、混在しないように対処していただきたいと考えております。</p>

<p>P1 5 従業員の数に応じた適当な広さの更衣等を行う休憩室を設けることが望ましいこと。</p> <p>「適当な広さの」を削除していただきたい。 理由: あいまいな表現のため。また、施設内に休憩室を設置出来ない場合があるので、「ただし、施設内に休憩室を設置できない場合は、共用設備を用いるなど利用至便な場所を決めておくこと。」を加えていただきたい。</p>	<p>休憩室は、人数に応じた広さが必要と考えております。また、休憩室を設置できない場合は、各施設の実態に応じて対処していただきたいと考えております。</p>
<p>P1 8 作業場に適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること。ただし、作業場内に設置できない場合には、共用設備を用いるなど利用至便な場所を決めておくこと。</p> <p>「適当な広さの」を削除していただきたい。 理由: あいまいな表現のため。</p>	<p>消毒する場所は、器具の種類、量に応じた広さを必要とすると考えております。</p>
<p>P1 9 作業場の床及び腰張りは、清掃が容易に行える構造であること</p> <p>項目を削除していただきたい。 理由: ネイルサロンでは、理容室・美容室の様に頭髮が落ちたり、水分が飛散することはほとんどないため、床面の汚れ方は大きく異なる。このような理由から、ネイルサロンでは理容室・美容室と異なる床材や腰張りを敷設していても、施設内の清潔保持においては問題ないと思われる。この表記では清掃が容易に行えないと判断されることが危惧されるため。</p>	<p>作業場の床及び腰張りは、清掃が容易に行える構造であれば、理容所、美容所と異なる材質でもかまわないと考えております。</p>
<p>P1 11 便所は、隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗設備を有すること。</p> <p>施設内に便所を設置出来ない場合があるので、「ただし、施設内に便所を設置できない場合は、共用設備を用いるなど利用至便な場所を決めておくこと。」を加えていただきたい。</p>	<p>便所は、施設内に設ける必要はないと考えております。</p>
<p>P2 16 器具類、布片類及びタオル等を消毒する設備又は器材を備えることが望ましい。</p> <p>施設内に消毒する設備又は器材を設置出来ない場合があるので、「ただし、施設内に設置できない場合は、共用設備を用いるなど利用至便な場所を決めておくこと。」を加えていただきたい。</p>	<p>各施設の実態に応じて可能な限り、消毒する設備又は器材を設けていただきたいと考えております。</p>
<p>作業場の最低必要な広さはどの程度か。また、作業場は他の場所からなぜ区分されていないといけないのか。</p>	<p>作業場の広さは、施術者数等により一概に示すことはできないと考えております。 作業場において使用する有機溶媒を拡散させないようにすること、また、埃等の侵入を防ぐため、作業場は区分する必要があると考えております。</p>
<p>休憩場の必要な広さはどの程度か。</p>	<p>休憩室の具体的な広さは、従業員数、使用頻度等により一概に示すことはできないと考えております。</p>
<p>待合所の必要な広さはどの程度か。待合所に替わる場所とはどのようなところか。</p>	<p>待合所の具体的な広さは、施術者数、客数、予約の有無等により一概に示すことはできないと考えております。なお、待合所に替わる場所とは、施術をしていないスペース、商業施設における共用の休憩スペースなどを想定しております。</p>
<p>第3の8、10、13に「利用至便」なる文言がありますが、もう少し平易な文言のほうが良いのではないかと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>第3 施設及び設備</p> <p>・1～6について、関係がわかりにくい。建物があって、その中にカーテンでもいい区画の施設があって、その施設の中に区切られた作業場がある設定と考えられるが、さすれば、1の外とは外ではなくネイルサロン施設以外の場所と考えられる。外であれば2と合わない。しかし外ではないサロン施設以外と考えると、そこで区切られていれば、サロン内の作業所は住居等からはその時点で区切られていることとなり、6 であえて示す必要はないと思われる。建物と施設と作業場の関係をわかりやすくし、外部の定義を示して欲しいと感じました。</p> <p>・「洗い場は、流水装置とし、給湯設備を設けることが望ましい」とあるが、流水装置も望ましい範囲にも受けとれる。「洗い場は、流水装置とすること。なお、給湯設備を設けることが望ましい。」ではどうでしょうか。</p>	<p>・前半: 建物とはネイルサロン(施設)が入っている百貨店、ショッピングセンター等を想定しております。</p> <p>・後半: 御意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>第4</p>	

<p>P2 (2) 排水溝は、排水がよく行われるように廃棄物の流出を防ぎ、必要により補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。</p> <p>この項目を削除するか、「施設内に排水溝がある場合」という表現を加えていただきたい。</p> <p>理由：ネイルサロンは建物構造上、施設の中に排水溝がない場合も多く、また、共用設備を利用する場合、排水溝の清掃等は、通常、委託された管理会社によって行われていることが多いため。</p> <p>さらに前項において、 (1)施設は、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。 と記されているため、排水溝のみの記載がなくてもよいのではないか。</p>	<p>「第4 管理」については、各項において、それぞれ設備、器材がある際の管理について、記載してまいります。</p> <p>排水溝については、廃棄物の流出を防ぎ、衛生管理を重視することから、排水溝の記載を行っているものです。</p>
<p>ネイルサロンの衛生管理者の資格は必要か。</p>	<p>衛生管理責任者は、ネイルサロンにおける経験年数等一概にその基準を示すことは難しいことから、知識及び経験を有するものとしております。</p>
<p>「ネイルサロンにおける指針」への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「皮膚疾患」の例示があるべきと思われます。 ・接着剤・溶剤等の取り扱いの明示があるべきと思われます。 	<p>前半：感染性の皮膚疾患には、伝染性膿痂疹(トビヒ)、帯状疱疹(帯状ヘルペス)など様々あり、本指針に示すことは難しいと考えております。</p> <p>後半：使用する薬剤等については、第5 26に記載のとおり、その成分等内容を十分に把握し、適正に使用するようお願いしたいと考えております。</p>
<p>第4 管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「排水口は、排水がよく行われるように廃棄物の流出を防ぎ」とあるが、「排水口は、廃棄物の流入を防いで排水がよく行われるようにし」ではないでしょうか。排水口に廃棄物が入ってたまることで水が流れにくくなるのを防止することの意味と思われるが、当該の文言は、排水がよく行われるように(排水口から)廃棄物の流出を防ぐ(排水口にためておく?)ように感じ、意味が伝わりにくいと感じました。 ・紫外線消毒器の紫外線灯は適宜の「清掃」だけではなく、「清掃や交換」ではないか。 ・従事者の管理で結核等呼吸疾患その他の感染症の患者とあるが、どの程度の範囲なのか。風邪で咳をしていても感染症で呼吸器疾患であり、範囲がわかりにくいと感じました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1：御意見を踏まえ修正いたします。 ・2：御意見を踏まえ修正いたします。 ・3：第三者に感染させるおそれのある疾患については、作業に従事させるべきではない、と考えております。
<p>第5</p>	
<p>P3 第5 衛生的取扱い等</p> <p>6 作業中、従業者は、清潔な外衣(汚れが目立ちやすいもの)を着用すること</p> <p>(汚れが目立ちやすいもの)は、削除していただきたい。</p> <p>理由：ネイルサロンで発生しやすい汚れは、黒っぽい、白っぽいなどの傾向が様でなく、どういものを指して(汚れが目立ちやすい)と判断するのが不明確のため。</p>	<p>衛生管理を保つためには、清潔であり、かつ汚れた場合には手入れのしやすい外衣を着用することが必要であると考えております。</p>
<p>P3 13 使用後の布片類は、血液が付着しているときには、次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。その他は、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。</p> <p>「温湯で」を「水または温湯で」に変更していただきたい。</p> <p>理由：一般的に、ネイルサロンの現場では、冷水でなければ洗浄効果は損なわれないという認識の上、常温の水で洗浄する場合も多いため。</p>	<p>洗浄効果を考慮すると、各施設の実態に応じて可能な限り、温湯で洗浄していただきたいと考えております。</p>
<p>P4 15 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。</p> <p>この項目は削除していただきたい。</p> <p>理由：ネイルサロンでは、理容室・美容室で使用するカットクロスやシャンプークロス、化粧ケープ等の様な被布は使用しないため。</p>	<p>使用する際には、適切に使用して頂きたいと考えております。</p>
<p>P4 16 従業者専用の手洗い設備には、消毒液を常備し、清潔に保つこと。</p> <p>施設内に従業者専用の手洗い設備があることを前提として書かれているように思われるが、第3-10において「ただし、作業場内に設置できない場合には、共用設備を用いるなど利用至便な場所を決めておくこと」と記されている。共用設備に消毒液を常備するという対応でよいのではないか。</p>	<p>「第5 衛生的取扱い等」については、各項において、それぞれ設備、器材がある際の衛生的取扱い等について、記載してまいります。</p>

<p>P4 20 便所の手洗い設備は流水式とし、適当な手洗い用石けんを備えること。</p> <p>施設内に便所が設置されていることを前提として書かれているが、第3-10において便所を施設内に設置出来ない場合の但し書きの追加を要望した。この場合は、共用設備の便所についての対応と考えてよいのか。</p>	<p>「第5 衛生的取扱い等」については、各項において、それぞれ設備、器材がある際の衛生的取扱い等について、記載しております。</p>
<p>P4 26 施術に使用する薬剤等については、その成分等内容を十分に把握し、適正に使用すること。</p> <p>なお、爪化粧品類(ネイルエナメル、除光液等)、化粧水、クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油、石けん、ハンドソープ等の使用に当たっては、医薬部外品、化粧品として、薬事法による承認、届出をされたものを使用すること。</p> <p>「なお、爪化粧品類～」以降の表記に付いて伺いたい。 ・「爪化粧品類」とはどこまでの範囲を指すか。 ・化粧品として承認または届出をされているかそうでないかを見極める簡便な方法を示せるか。(責任表示ラベルに「化粧品」と明記されていないものもある)</p>	<p>薬事法第2条第3項に定義されている化粧品であり、爪に使用するものを考えております。</p>
<p>従業員の健康管理の頻度はどの程度か。</p>	<p>第5 1 に記載の通り、衛生管理責任者は、健康状態を毎日確認することが考えられます。</p>
<p>指針の第5の1及び2について衛生管理者がその記録をつけ、開設者が確認するようにすれば、衛生管理が向上すると考えられますが、いかがか。</p>	<p>ご提案頂いたように、衛生管理責任者が確認し、開設者が確認すると、衛生管理がより向上することになると思われれます。</p>
<p>第5 衛生的取扱い等 2...毎日点検... 点検チェックシート作成、シートの保管の義務付けをしてはどうか。</p>	<p>ご提案頂いたように、点検チェックシートを作成し、保管することにより、衛生管理がより向上することになると思われれます。</p>
<p>2. 第5の19に「外傷に対する救急措置に必要な薬品・・・」とありますが、「医薬品」や「医薬部外品」等の文言のほうが良いのではないかと考えます。(理容所及び美容所における衛生管理要領には「薬品」との文言がありますが)</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>第5 衛生的取扱い等 ・布片類に血液が付着したときの塩素による消毒は、「消毒すること。」の表記がよいのではないのでしょうか。 ・「器具類を消毒する消毒薬は・・・清潔に保つこと」とあるが、消毒薬を清潔に保つのではなく「適切に管理すること」ではどうでしょうか。 ・「作業に伴って生ずる廃棄物は、客1人ごとに清掃すること」とあるが、廃棄物を清掃するの表記はおかしくはないでしょうか。「作業に伴って廃棄物が出た場合は、客1人ごとに清掃すること」ではどうでしょうか。</p>	<p>1:御意見を踏まえ、修正いたします。 2:御意見を踏まえ、修正いたします。 3:御意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>第5 衛生的取扱い等 23項 皮膚に接しない器具であっても客一人ごとに汚染するものは・・・とありますが、具体的にどういった器具を指しているのでしょうか？</p>	<p>「第5 衛生的取扱い等」については、各項において、それぞれ設備、器材がある際の衛生的取扱い等について、記載しております。</p>
<p>26項 ネイル材料の多くは、雑貨として輸入されてきたものが殆どでした。現在も薬事法による承認、届出をなされていない材料が多くありますが、これらを使用した場合(指針を遵守できていない場合)の罰則は 設定されているのでしょうか？</p>	<p>薬事法第2条第2項、第3項に定義されている医薬部外品及び化粧品にあつては、所定の手続きをなされたものを使用させて頂きたいと考えております。</p>
<p>第6</p>	
<p>P4～ 第6 消毒 1使用後の器具類は、血液の付着しているもの～ 2廃棄する器具類で、血液等の付着しているものは～ 3再利用する器具類の消毒の手順 (1) (2) (3) 3消毒に必要なその他の器材 4タオル、布片類の消毒 5手指の消毒 (1) (2) (3) 6その他の消毒 (1) (2)</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>項目の番号が誤っているのではないか。 ネイルの施術で使用する器具の消毒について触れられているが、想定している具体的な器具を示した方が分かり易いと思われる。</p>	<p>使用する器具の材質等により、適切な消毒をしていただきたいと考えております。</p>

<p>「第6の3(2)ウ(注)2」の部分で、消毒薬は使用するたびに切り替えることとあるが、使用するたびに切り替えなければならないという理由が見あたらず、過剰な基準となっているように感じられる。</p>	<p>消毒効果が低下するため、使用するたびに切り替える必要があると考えております。</p>
<p>第6 消毒 5 手指の消毒について。 「目に見える汚染がない場合は、水を使用せず」との表記がありますが、衛生面の教育を受けたはずの美容師であっても衛生観念のレベルが行政に比べ著しく低いため、「手を洗わない＝何もなくて大丈夫」と、消毒薬の使用されない恐れが非常に高いです。 また、「一客ごとに手指の消毒を行うこと」という記述がないため、見た目に汚れがなければ手を洗うことも消毒をすることも無く、次々に接客をする状況が続くと思われます。 度々流水のあるところまで行って手を洗うことのできないネイルサロンを想定しての項目ですが、洗浄すらできない環境にある店舗は衛生面すべてに問題が生じやすいと考えられるので、感染症対策としては、流水による洗浄により、有機物を除去してから消毒を実施するという基本に忠実な記載が望ましいと考えます。 「汚染」という言い方をしてもネイルサロン施術者には分からないと思いますので、分かりやすい言葉を考えていただけないでしょうか。 1. 一客ごとに流水により石鹸を用いて手指の洗浄後、速乾性刷式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒を行うこと。 ここまで簡単にしてくださいと、作業、行政側ともに分かりやすく、説明しやすい内容になると思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、一客ごとに手指を消毒することを求めること、エタノールに対するアレルギーの方への配慮のためエタノール以外も使用できるようにすることから、修正を行います。</p>
<p>第6 消毒 4項 タオル、布片類の消毒 現在、タオル・布片等はクリーニング業者に洗濯を委託していません。特に衛生面を配慮したクリーニング方法の指示をする必要があるのでしょうか？</p>	<p>クリーニング業法における指定洗濯物に該当する場合は、その旨クリーニング業者に伝えていただきたいと考えております。 なお、指定洗濯物とは、伝染性の疾病にかかっている者が使用した物、伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるもの、手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの等です。</p>
<p>第7 P7 第7 自主的管理体制 5 従業者は、施術に伴う健康被害発生リスク等について、施術前に客に十分な説明を行うこと。説明、承諾は書面で行うことが望ましい。 「健康被害発生リスク等」を「施術部位に異常が生じるリスク等」に変更していただきたい。 理由：ネイルサービスによって生じるトラブルとは、爪および爪周囲に限定されるため、「健康被害」という表現はあまりにも過大であると感じられる。したがって、トラブル発生部位を明確にするためにも、「施術部位に異常が生じるリスク等」という表記に変更を希望したい。</p>	<p>ネイルに関する施術による健康被害は、爪及び爪周囲に限定されるとは限らないため、現行のままいたします。</p>
<p>第7 自主的管理体制 3.問診表 上記同様、1来店毎の問診票での確認の義務付け、保管。 その他</p>	<p>確認については、問診票等確実に行うこととしております。また、継続して確認するため、保管することが望ましいと考えております。</p>
<p>現在、ほとんどの店舗において、理美容の国家資格を持たないネイリストが仕事に従事しています。 今回、問題提起の前に、エステティック、ネイルの分野が理・美容の業種からひとり歩きしていることが問題だと思えます。民間の協会でのネイリスト資格では、衛生面での指導がなされているのか否か疑問が残るところです。 当校としては、理・美容の仕事の範疇として学生の指導に当たっております。 エステティック・ネイルの科目の法的整理をお願い致します。</p>	<p>美容師法における「美容」とは、「パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいう」とされており、通常、首から上の容姿を美しくすることとしております。したがって、首から上の施術を全く行わず、マニキュア、ペディキュア又はつけ爪等のいわゆるネイルのみを行っている場合は、美容師法でいう「美容」には含まれないものです。 なお、美容所においては、美容行為に付随する行為としてマニキュア又はペディキュア等を行っている場合もあることから、美容師法において、これら全体の衛生水準の確保を図っているところです。</p>
<p>・営業の規模、取り扱い内容別によって規制を設けるべきである。 ・小規模(開設者＝従業者1人)サロンでの施術行為を限定すべきである。 ・使い捨てゴム手袋使用の義務付けをすべきである。 ・ネイリストは10～20代女性の憧れ職であり続けるべきであり、その芽を摘むようなことがあってはならない。</p>	<p>1. 本指針は、ネイルサロンの衛生管理に関する指針であり、営業者が守って頂く自主的なものです。 2. 小規模か否かにより、衛生管理に相違があるとは考えておりません。 3. 手袋の使用は衛生上、好ましいことと考えますが、義務づけを要するほどの感染性は考えづらいと思われれます。 4. 貴重な御意見として承りました。</p>

<p>有機溶剤の廃棄(管理)について アクリルやジェルを塗布する刷毛(筆)は、使用後に有機溶剤を用いた洗浄が必要です。洗浄に用いた有機溶剤の管理(とくに廃棄)方法について、指針に盛り込む必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>第4 1 (16)に記載している通り、使用する薬品類の取扱いには十分注意していただきたいと考えております。</p>
<p>(3)その他 つけ爪による被害防止は、本指針(案)が求めるハード面とともに、施術者の知識および技術に係るソフト面のレベル確保が両輪となりはじめて効力を発揮するものと考えことから、国は、公的な教育制度の整備等による業界育成を平行して行うべきである。</p>	<p>本指針は、ネイルサロンの衛生管理に関する指針であり、営業者が守って頂く自主的なものです。また、保健所等による指導、監督だけでは、カバーしきれない点が想定されることから、業界による自主的な取組み等により、衛生水準の向上に努めることも考えられます。</p>
<p>理容所及び美容所 ・別表にて使用可能消毒液の一覧が添付されるべきと思われる ます。 ・今回例示部ではありませんが、「みだりに犬猫～」の除外規定を</p>	<p>前半:消毒薬については、一般的な名称で示しており、具体的な消毒薬については、個別に判断して頂きたいと考えております。</p>
<p>2. 理容所及び美容所における衛生管理要領の一部を改正する通知 (案)について (1)汚染が目に見えない場合の手指消毒法について a. 手洗いを省略し、唯一、速乾性擦式消毒剤の使用に限定する理由、根拠を明確に説明していただきたい。</p>	<p>アルコールは確実に菌を減少させることができることなどから、目に見える汚染のない場合には、アルコール製剤を中心とした速乾性擦式消毒薬を用いる消毒法に改正することとしたものです。</p>
<p>b.速乾性擦式消毒剤の使用のみに限定せず、抗菌性せっけん等の使用による流水洗浄等、選択の幅を持たせるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、流水洗浄等追加いたします。</p>